



平成 26 年 6 月 10 日

自 動 車 局

**国連の「窓ガラスに係る協定規則」、「かじ取装置に係る協定規則」等を
国内基準に導入し、関係省令・告示等を改正します。**

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「窓ガラスに係る協定規則（第43号）」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第60号）」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第64号）」及び「かじ取装置に係る協定規則（第79号）」を国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等を改正し、公布・施行しますのでお知らせします。

（改正の詳細は別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 技術政策課： 猶野、笠井

電話 03-5253-8111（内線 42255）

03-5253-8591（直通）

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課： 野原

電話 03-5253-8111（内線 42313）

03-5253-8596（直通）

FAX 03-5253-1640